



第3次  
新城市  
担い手

確保育成

総合支援計画

【令和4年度▷▷▷令和8年度】

新城市

## 目 次

---

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の実現に向けた各種団体の役割	3
3. 本計画の目標設定	5
4. 本計画目標設定の関連フロー図	7
5. 新規就農希望者等受入体制	8
5-1 新規就農希望者等受入体制とは	
5-2 受入決定までの対応・支援フロー（独立・自営就農）	
5-3 受入決定までの対応・支援フロー（親元就農・第三者継承）	
5-4 受入の流れ	
5-5 受入決定後の対応・支援フロー	
5-6 受入決定後の対応・支援一覧表	
5-7 新規就農希望者受入方針について	
5-8 新城市新規就農者の受入条件等について	
6. 小規模農家等受入体制	15
6-1 小規模農家等受入体制とは	
6-2 受入決定までの対応フロー	
7. 援農隊員受入制度	16
7-1 援農隊員受入制度とは	
7-2 しんしろ援農隊事業の対応フロー	
8. 集落営農組合組織設立	17
8-1 集落営農組合組織設立とは	
8-2 集落営農組合組織設立事業の対応フロー	
9. インターンシップ制度	18
9-1 インターンシップ制度とは	
9-2 インターンシップ制度の対応フロー	

## 1. 計画策定の趣旨

本市には多くの過疎化と高齢化が進んだ地域があり、農業においても後継者不足や担い手の高齢化により、集落機能や農村の活力の低下をもたらし、耕作放棄地の増加が見受けられています。また、就農希望者に対して、統一した受入体制はおおむね確立されており、担い手確保育成について一定の成果は上げているものの、生産者の高齢化が益々進んでいることから本市の農業構造に歯止めをかけるに至らないのが現状です。

新規就農者などの専業農家の確保のみならず、農業以外の仕事に従事する傍らで農業を行う「兼業農家」、高齢者など生きがい活動の一環として農業生産や農産物の加工販売に取り組む「生きがい型農業者」、女性が経営体の主体となって農業を行う「女性農業者」、集落単位で農業を営むための「集落営農組合組織」などの多様な担い手を確保して、優れた地域農業の担い手として育成するために、関係機関・団体が連携した就農受入体制やその支援が重要となります。併せて、これらの担い手が農業生産を担う農業構造を確立し、認定農業者などの持続可能な経営感覚に優れた農業者となり得るよう育成強化を図っていく必要があります。

そこで、農業に携わる多様な人材の確保等を進めていくためには、それぞれの実情に応じながら、本市での農業開始を促すようPR活動や就農情報の提供、相談対応、技術習得等の研修機会の充実はもとより、農地や住居確保に向けた情報提供・斡旋や機械の導入、施設整備等に際しての負担軽減・援農体制の整備による人的支援や確保サポート等のきめ細やかな支援を図っていく必要があります。

このようなことから、農業に携わる多様な人材の確保及び育成支援における総合的な事業展開を図るために「新城市担い手確保育成総合支援計画」（以下「本計画」という。）を策定し、多様な担い手の確保とその担い手を育成することによって、本市の「持続可能な農業」を継続、発展させることを目的としています。

## 2. 計画の実現に向けた各種団体の役割

担い手の確保・育成には、新城市、新城市農業委員会、愛知東農業協同組合、公益財団法人 農林業公社しんしろ、愛知県新城設楽農林水産事務所など、各関係機関が連携した支援が重要であると考えられるため、各関係機関が担う主な役割を以下に示し、しんしろ担い手づくり連絡会を定期的を開催することで連携を密にします。

### ◆新城市（以下「本市」という。）

---

- ・ 事務局として本計画の事業実施主体
- ・ 新規就農者及び定年帰農者等の受入に伴う全業務の総括
- ・ 本計画に基づく施策遂行のため、関係部局との調整をサポート
- ・ 各種農業関係補助事業の申請事務等のサポート
- ・ 本市の農地の土地利用を総合的に考え、効率的な農業経営が行えるよう情報提供
- ・ 労働力の人的確保サポート
- ・ その他本計画遂行に必要とされる情報提供 など

### ◆新城市農業委員会（以下「農業委員会」という。）

---

- ・ 農地の斡旋、助言、指導
- ・ 農地の権利取得のサポート

### ◆公益財団法人 農林業公社しんしろ（以下「公社」という。）

---

- ・ 新規就農者の研修実施
- ・ 就農までの各種サポート
- ・ 農地の斡旋、助言、指導
- ・ 利用権設定などの事務手続き
- ・ 研修者への住居支援
- ・ 労働力の人的確保サポート など

### ◆愛知東農業協同組合（以下「JA 愛知東」という。）

---

- ・ 事務局への支援（人的支援・資金支援など）
- ・ 研修者受入農家の情報提供
- ・ 研修者と各生産部会などとの調整
- ・ 農業資材等の相談
- ・ 栽培技術の指導
- ・ 農業経営を進めやすい環境づくりのサポート
- ・ 労働力の人的確保サポート など

◆愛知県新城設楽農林水産事務所農政課（以下「県農政課」という。）

- 各種農業関係補助事業の情報提供及び相談 など

◆愛知県新城設楽農林水産事務所農業改良普及課（以下「県普及課」という。）

- 就農計画の作成支援
- 農業制度資金の借受支援
- 各種農業関係補助事業の申請支援
- 栽培技術、経営指導
- 研修会の開催 など

◆愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課（以下「県新城林務課」という。）

- 林業関係資金の借受支援
- 各種林業関係補助事業の申請支援
- 栽培技術、経営指導 など

### 3. 本計画の目標設定

		第2次計画 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規就農者	研修	15名 受入	3名 受入	3名 受入	3名 受入	3名 受入	3名 受入
	就農	15名	3名	3名	3名	3名	3名
小規模農家	新規	10名	5名	5名	5名	5名	5名
援農隊員	新規	28名	3名	3名	3名	3名	3名
認定農業者	新規	6名	5名	2名	8名	2名	3名
認定新規 就農者	新規	18名	目標年度を令和8年度と定め、15名の新規認定増を目指します。				
女性農業者	新規	14名	目標年度を令和8年度と定め、10名の確保・育成支援を図ります。				
集落営農 組合組織 設立	新規	0組織	計画初年度において、モデル地区を選定し組織設立を目指します。さらに、翌年度以降断続的に組織を増やし、目標年度を令和8年度と定め2組織の設立と組織拡大を目指します。				
インターン シップ制度 受入	新規	2名	目標年度を令和8年度と定め、多様な新規就農に繋がる意欲ある若者の受け入れを毎年1名以上図ります。				

【新規就農者】農業を新規に研修から始める人（新規就農者育成総合対策受給者）のこと。

【小規模農家】しんしろ農業塾等で栽培技術を習得し、産直会員登録をした者等。

【援農隊】本市の推奨作物である「いちご」・「夏秋トマト」・「ほうれんそう」  
「菌床しいたけ」の農作業の繁忙期における臨時的な労働力とし

て、本市のカリキュラムに沿って登録されるシルバー人材センターの会員。

【認定農業者】農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画の市の認定を受けた農業経営者・農業法人。

【認定新規就農者】青年等就農計画制度に基づき、新たに農業経営を開始する青年等のうち、市によって青年等就農計画の認定を受けた者。

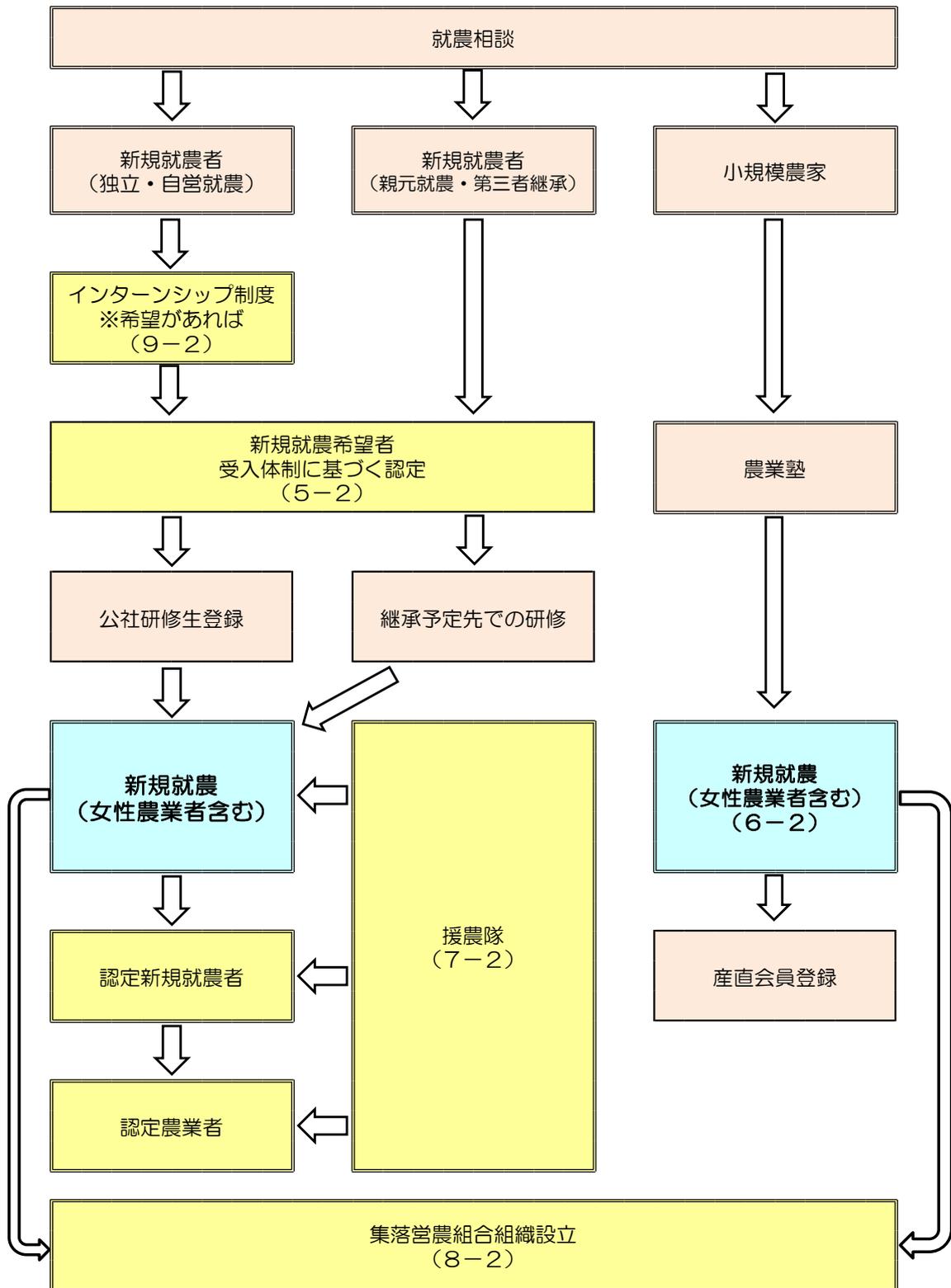
【女性農業者】経営体の主体又は家族経営協定を締結している女性の農業者。

【集落の営農組織】集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織。

【インターンシップ制度】一定期間の農業体験研修を実施することで、将来的に本市に移住・定住し新規就農者となり得る者を確保・育成するための制度。

※ 本計画は令和4年度から令和8年度の5ヵ年間の計画期間とし、農業を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するため、5年後（令和8年度）を目途に施策計画の見直しを行います。

## 4. 本計画目標設定の関連フロー図



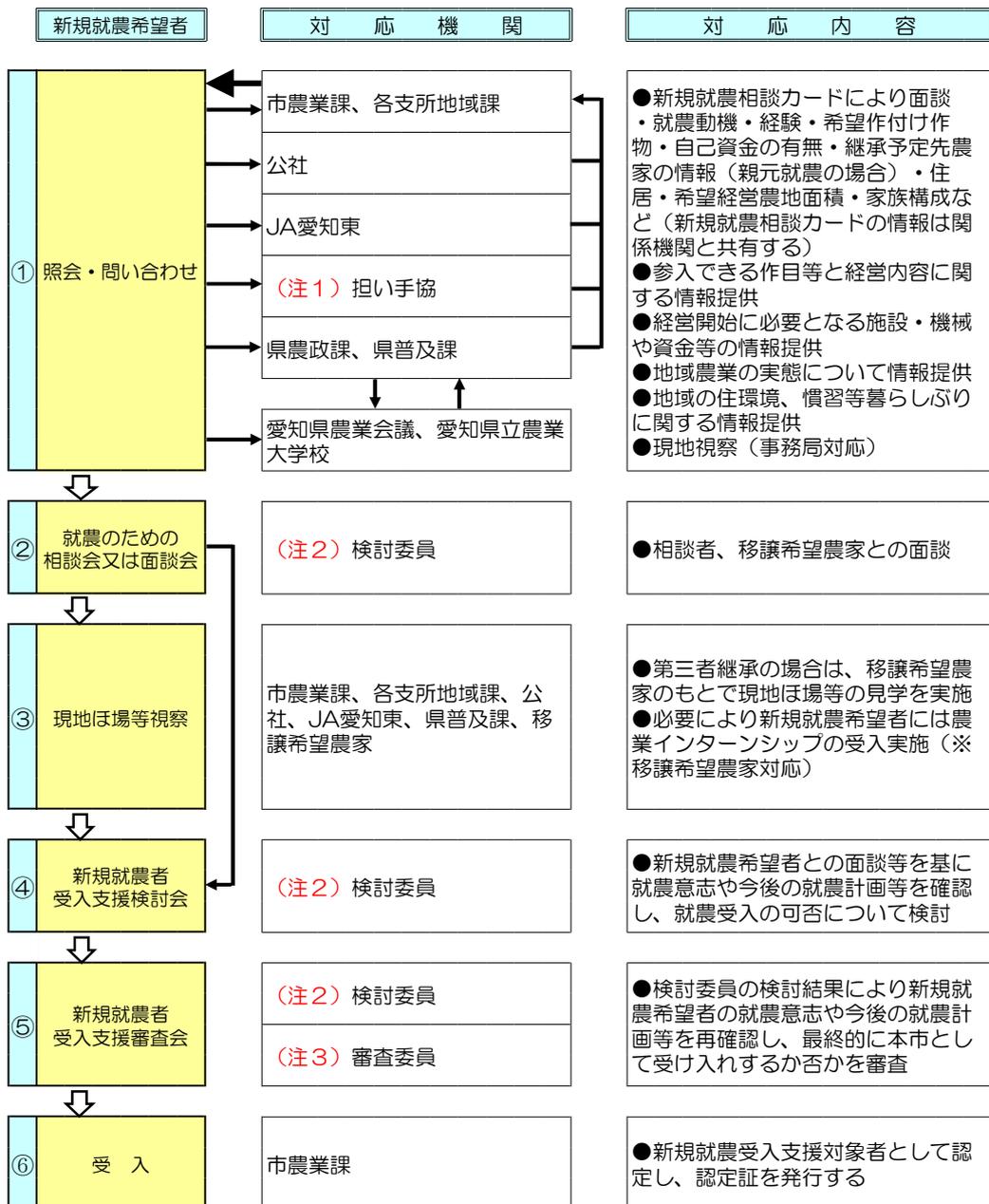
## 5. 新規就農希望者等受入体制

### ■新規就農者

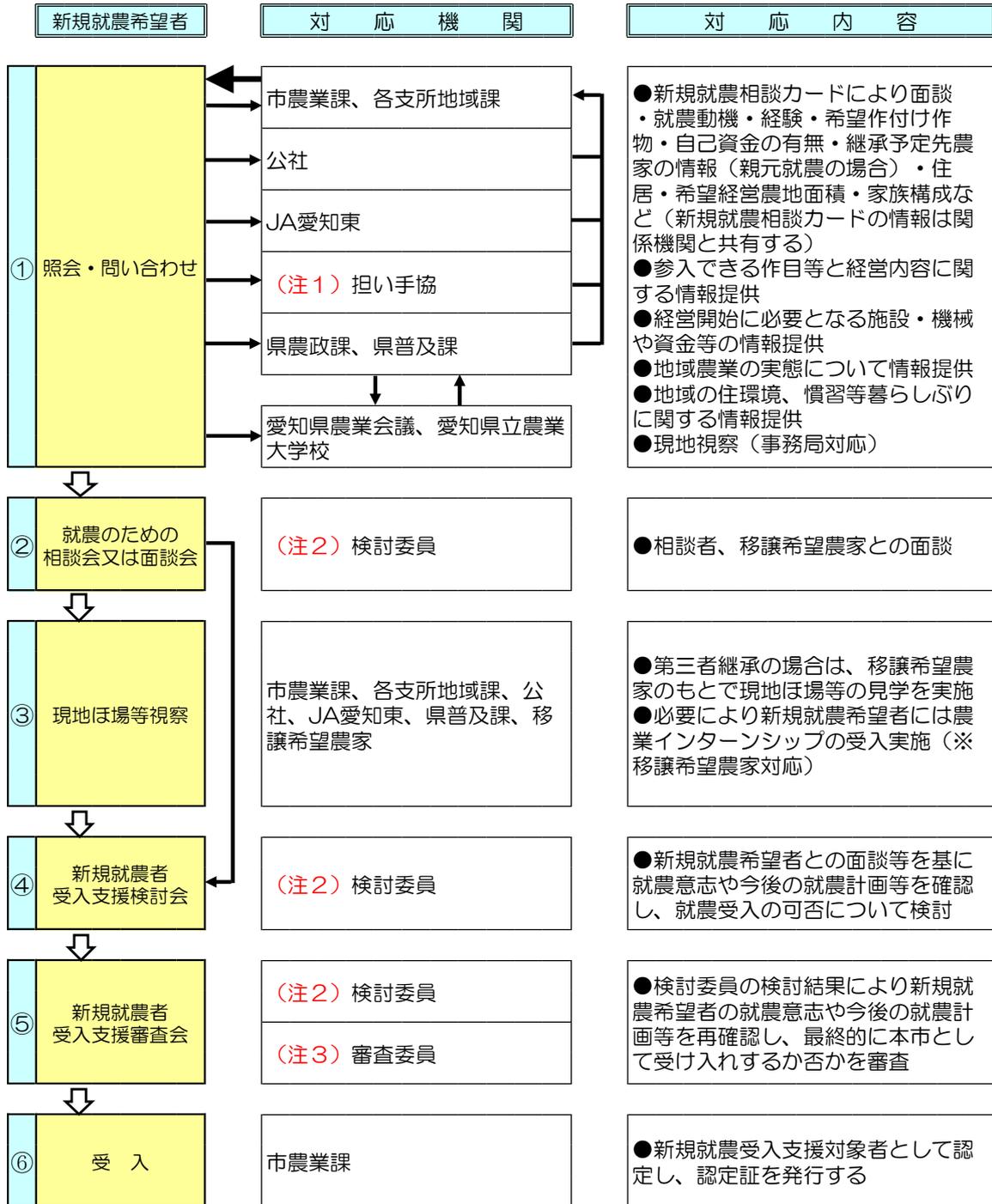
#### 5-1. 新規就農希望者等受入体制とは

新城市内において新たに農業経営を開始する意向のある者に対する受入体制を整備し、対応機関の役割を明確にします。

#### 5-2. 受入決定までの対応・支援フロー（独立・自営就農）



### 5-3. 受入決定までの対応・支援フロー（親元就農・第三者継承）



## 5-4. 受入の流れ

①	対応機関は新規就農希望者（以下「希望者」という。）から問い合わせがあった場合、新規就農相談カード（様式第1号）により聞き取る。その後開催されるしんしろ担い手づくり連絡会において情報を共有する。必要があれば関係機関に連絡する。
②	事務局は、検討委員と日程調整を行い、就農のための相談会又は面談会を開催し、人柄や性格また、就農計画や資金、やる気や意向等を確認する。
③	希望者の希望により、現地ほ場等の視察や農業インターンシップでの農業体験等を催し、既参加者や農家等との意見交換を行う。 また、必要に応じて、農業委員会、生産部会役員等を交えて現地相談会を開催する。
④	事務局は、検討委員と日程調整を行い、新城市新規就農者受入支援検討会（以下「検討会」という。）を開催する。検討委員は、希望者の受入条件等を基に、新規就農者面談評価表（様式第4号）により面談を行い、新城市新規就農者受入支援審査会（以下「審査会」という。）へ審査を依頼する。
⑤	事務局は、審査委員と日程調整を行い審査会を開催する。審査委員は検討委員の意見を聞き、本市としての受入支援の可否を最終決定する。
⑥	事務局は、希望者に対して受入審査結果を通知するとともに、審査会にて受入支援決定した希望者については、新城市新規就農受入支援対象者認定証（様式第6号）を交付する。また、希望者が公社での研修を希望する場合、公社は新規就農研修生として登録を行う。これ以降、就農に向けて種々の支援を行う。

### 注1

【正式名称】	【略称】
新城設楽地域担い手育成総合支援協議会	担い手協
愛知東農業協同組合生産部会	生産部会

### 注2

【新城市新規就農者受入支援検討委員 構成機関】
新城市農業課・各支所地域課
新城市農業委員会
公益財団法人 農林業公社しんしろ
愛知東農業協同組合各営農センター
愛知県新城設楽農林水産事務所農政課
愛知県新城設楽農林水産事務所農業改良普及課

※必要に応じて、構成機関を追加することができる。

※審査委員、研修受入予定農家、その他関係団体は傍聴することができる。

### 注3

【新城市新規就農者受入支援審査委員 構成機関】
新城市農業課・各支所地域課
公益財団法人 農林業公社しんしろ
愛知東農業協同組合各営農センター
愛知県新城設楽農林水産事務所農政課
愛知県新城設楽農林水産事務所農業改良普及課

※委員は各関係機関の役職者で構成される。

## 5-5. 受入決定後の対応・支援フロー

新規就農希望者	対応（支援）機関	対応内容
① ※研修生として決定(登録) 住居の選定 農地の選定 各種補助事業の申請	公社、JA愛知東	公社の研修生として登録 研修受入農家の選定支援
	公社	※住居費助成
	市農業課、各支所地域課、JA愛知東	住居のあっ旋
	公社（事務局）	就農候補地のあっ旋
② ※受入農家研修(半年～最長2年間) 施設整備	市農業課、公社、県普及課、県新城林務課	補助事業の申請支援 (注)対象とならない場合もあり
	公社	研修生の状況確認 研修支援等
③ 農地取得、貸借等 農地整備等	市農業課、JA愛知東	補助事業活用支援、機械・資材の導入支援
	公社、農業委員会	研修終了後に向けた農地取得、貸借支援
④ 事前審査会 青年等就農計画の作成	市農業課、公社	※必要あれば
	市農業課、JA愛知東、県普及課、県新城林務課	事前審査会の開催
⑤ 青年等就農計画の認定 青年等就農資金の借受 林業関係資金の借受	市農業課、JA愛知東、県普及課、県新城林務課	青年等就農計画の作成支援
	就農計画認定会議	青年等就農計画の可否検討
	JA愛知東（窓口） ↓ 県普及課（審査、意見） 日本政策金融公庫	青年等就農資金の借受支援（青年等就農計画認定者） 青年等就農資金の貸出
	県新城林務課	林業関係資金の借受支援 (注)対象とならない場合もあり
⑥ 就農	市農業課、県農政課、県新城林務課	補助事業の申請支援 (注)対象とならない場合もあり
	市農業課	随時営農状況等確認
⑦ 各種補助事業の申請 栽培、経営指導 資金確保	市農業課、JA愛知東、県普及課、県新城林務課	栽培指導、経営指導
	市農業課、県農政課	各種助成事業の実施
	JA愛知東	農業制度資金等の金融支援
	県普及課	農業制度資金等の借受支援
	県新城林務課	林業関係資金等の借受支援

注) 点線の青年等就農資金の借受等は希望者の意向による  
※印の箇所は、研修を希望する場合

## 5-6. 受入決定後の対応・支援一覧表

	新城市役所 農業課	愛知東農業協同組合 (営農センター等) (生産部会)		公益財団法人 農林業公社しんしろ	愛知県新城設案農林水産事務所			新城市農業委員会
				農政課	農業改良普及課	新城林務課		
農地・住居の確保	● 住居情報	● 住居情報		● 農地情報の提供・斡旋  ● 研修時の住居支援				● 農地情報の提供・斡旋  ● 耕作放棄地の確認・情報管理
施設・機械の確保	● 施設・井戸等の導入に伴う各種助成事業の実施	● 施設の導入に伴うレンタル事業の実施  ● 機械・資材の導入支援			● 補助事業に関する申請支援	就農計画（施設・機械導入、資金確保、技術習得研修の実施、就農後の営農計画など）の作成支援	● 補助事業に関する申請支援	
資金の確保	● 補助事業に関する申請支援  ● 就農認定制度による認定及び計画策定支援	● 青年等就農資金の金融支援  ● 農業制度資金等の金融支援				● 青年等就農資金の借受支援  ● 農業制度資金等の借受支援	● 林業関係資金の借受支援	
技術習得研修の実施		● 農家実務研修の受入先選定支援  ● 部会員向け研修会受講等による栽培技術・知識の習得支援	● 農家実務研修の実施支援	● 研修機関			● 研修カリキュラムの作成・修正への協力  ● 研修状況確認への協力	
就 農	● 規模拡大等に伴う各種助成事業の実施	● 営農指導	● 営農指導（リーダー農家の技術支援）			● 栽培技術・経営指導	● 栽培技術・経営指導	
	● 営農状況確認	● 農業制度資金等の金融支援 各種資材の供給	● 組織活動支援			● 農業制度資金の借受支援（経営改善資金計画書作成等）	● 就農状況確認への協力	
	● 労働力の人的確保サポート	● 労働力の人的確保サポート		● 労働力の人的確保サポート			● サポートチームによる巡回への協力	

## 5-7. 新規就農希望者受入方針について

---

第1次及び第2次新城市担い手確保育成総合支援計画を経て、露地栽培に比べて比較的安定した収益力のあるトマト・いちご・ほうれんそうを奨励作物に定め、これまでに28名の希望者の受入を行うとともに、奨励作物以外の希望者についても6名の受入を行った。

今後においては、水稲や畜産といった品目における親元就農や第三者継承などの希望者や、女性農業者向けの果樹やシキミといった品目など、奨励品目以外での就農希望者も想定される。そのため、この計画に沿って行うべき希望者について、以下の受入体制を構築し、定住人口の増加、雇用の確保及び産地の維持・拡大を図るため経営感覚の優れた効果的かつ効率的な農業経営を目指す希望者の受入を推進する。

### 記

- (1) 対応機関（5-2. 受入決定までの対応・支援フロー参照）へ希望者から問い合わせがあった場合は、新規就農相談カード（様式第1号）により聞き取りし、新城市新規就農受入認定申込書（様式第2号又は様式第3号）の提出があれば市の奨励作物か否かにかかわらず、市内で就農を希望する者はすべて検討会にかけることとする。ただし、希望者が、研修、農地の斡旋等の各種支援を希望しない場合は、検討会にかけないこととする。
- (2) 検討会開催後、審査会に審査を依頼する。
- (3) 審査会の審査結果については、事務局より新規就農希望者受入審査結果通知書（様式第5号）により通知する。また、受入可とした希望者を、新城市担い手確保育成総合支援計画の新規就農受入支援対象者として認定し、新城市新規就農受入支援対象者認定証（様式第6号）を発行する。
- (4) 新規就農受入支援対象者として認定された者には、農地の斡旋、各種支援資金等を関係機関が協力して就農に向けた支援をするものとする。

## 5-8. 新城市新規就農希望者の受入条件等について

---

希望者の適切かつ効果的・効率的な受け入れに資するとともに、希望者が地域に溶け込み継続的かつ安定的な農業経営を実現できるよう、以下の受入条件等を定めるものとする。

### 記

- (1) 受入を行う希望者は、以下のすべての条件を満たす者とする。
  - ① 新城市新規就農受入認定申込書 {奨励作物（夏秋トマト、いちご、ほうれんそう・菌床しいたけ）又は奨励作物以外}（様式第2号又は様式第3号）を提出し、記載された受入条件を遵守する者。
  - ② 検討委員による新規就農者面談評定表（様式第4号）の平均点数が65点以上を目安とし、審査委員による新規就農受入支援対象者として認定された者。
  - ③ その他、受入に際し疑義が生じた場合には事務局が必要に応じて、審査会において関係機関と協議して判断するものとする。
- (2) 市農業課に事務局を置くものとし、受入認定に掛かる窓口とする。
- (3) 関係機関の役割分担については以下のとおりとする。
  - ① 農用地の貸借相談及び購入等の相談及び斡旋・・・市農業課、農業委員会、公社
  - ② 居住地の相談及び斡旋・・・・・・・・・・・・・・・・市農業課、JA愛知東、公社
  - ③ 農作物栽培技術指導支援・・・・・・・・・・・・・・・・JA愛知東、県普及課、  
県新城林務課、公社
  - ④ 農業制度資金の相談・指導支援・・・・・・・・・・JA愛知東、県普及課
  - ⑤ 農業用資材の相談及び斡旋・リース等・・・・・・・・JA愛知東、公社
  - ⑥ 販売対策等の相談・指導・・・・・・・・・・・・・・・・JA愛知東、公社
  - ⑦ 各種農業関係補助事業の情報提供及び相談・・・・市農業課、県農政課
  - ⑧ 研修受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・JA愛知東、公社
- (4) 新規就農受入支援対象者として受け入れた者は、新城市において新規就農及び担い手として地域に定着できるように関係機関一丸となって支援するものとする。

## 6. 小規模農家受入体制

### ■小規模農家

#### 6-1. 小規模農家等受入体制とは

農業従事者の高齢化や兼業農家の離農等により農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加する状況を鑑み、別紙しんしろ農業塾実施要綱により、多様な農業の担い手の確保と育成を行うことにより本市農業の持続的な発展を目指します。

#### 6-2. 受入決定までの対応フロー



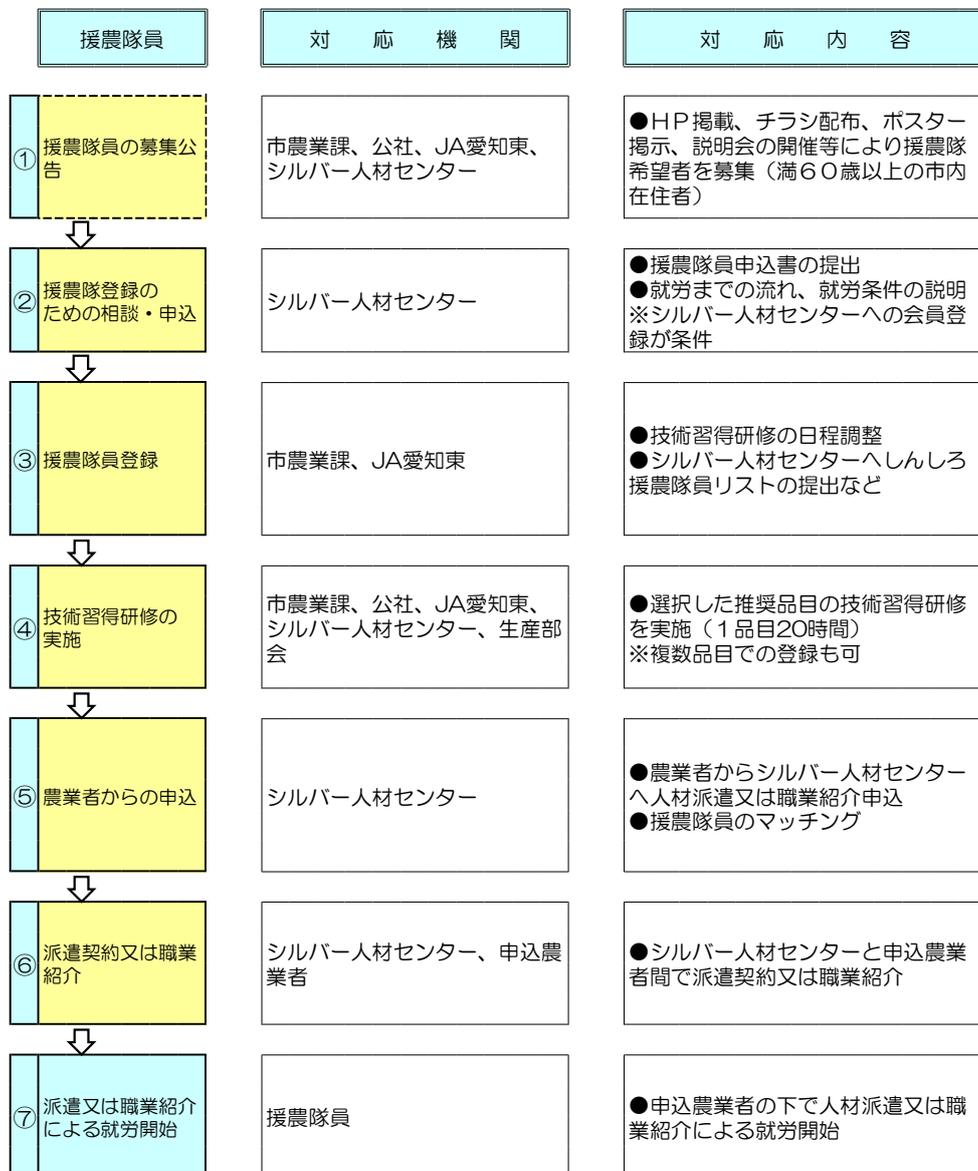
## 7. 援農隊員受入制度

### ■援農隊員

#### 7-1. 援農隊員受入制度とは

市外から参入した新規就農者は新城市内に親類及び知人がいないことが多いため雇用労働者の確保が難しく、農業繁忙期の労働力不足が農業経営規模拡大等の妨げになっているため、別紙しんしろ援農隊事業実施要綱により、援農隊を確保・育成することで労働力の問題を解決し、本市農業の持続的な発展を目指します。

#### 7-2. しんしろ援農隊事業の対応フロー



## 8. 集落営農組合組織設立

### ■集落営農組合組織

#### 8-1. 集落営農組合組織設立とは

農業従事者の減少・高齢化などが加速する一方で、5年後、10年後には地域農業の衰退が危惧されるため、集落営農組合組織の設立によって各集落が自らの農地を守っていくための仕組み作りを、下記の先進的な地域の事例を参考に各地域の生産組合長と一体となって推進します。

#### 8-2. 集落営農組合組織設立事業の対応フロー

集落営農組合組織等	対応機関	対応内容
① 新城市集落営農協議会の立ち上げ	市農業課、各支所地域課、公社、JA愛知東、県普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体の総合事務局</li> <li>●地域の意向調査、推進地域の選定</li> </ul>
② 説明会等の開催	各市農業課、各支所地域課、公社、JA愛知東、県普及課、各地域生産組合長（生産組合長が不在の場合は区長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の現状認識</li> <li>●集落営農の提案</li> </ul>
③ 地域営農協議会の立ち上げ	各地域（大字以上のまとまり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動方針の決定</li> <li>●集落営農組織組合推進集落の選定</li> </ul>
④ 集落営農組合組織の設立	各集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役員（リーダー）の決定</li> <li>●規約、エリア、役割分担等の策定</li> </ul>
⑤ 集落営農組合組織の法人化	市農業課、各支所地域課、公社、JA愛知東、県農政課、県普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人化によるメリットの大きい集落営農組織は法人化手続きを行う</li> </ul>

## 9. インターンシップ制度

### ■インターンシップ制度

#### 9-1. インターンシップ制度とは

別紙農業インターンシップ研修生受入要綱により、将来的に本市に移住・定住し新規就農者となり得る者の確保を目的として、就農に対しての理解を促進する一定期間の農業体験研修を実施します。

#### 9-2. インターンシップ制度の対応フロー

インターンシップ制度	対応機関	対応内容
① 問い合わせ、申込	市農業課、各支所地域課、公社	●インターンシップ研修の問い合わせ、申込
② 受入の検討及び審査	検討委員 審査委員（報告）	●検討委員により申込者の志望動機等を確認し、最終的に本市として受入するか否かを審査する ●検討委員は審査結果を審査委員に報告する
③ インターンシップ研修先の選定	公社、JA愛知東	●生産部会と連携しインターンシップ研修先の選定
④ インターンシップ研修の開催	公社、生産部会	●インターンシップ研修の開催
⑤ インターンシップ研修の報告	公社	●インターンシップ研修終了後、インターンシップ研修生より報告書を提出
⑥ 新規就農希望者等受入対応	各種関係機関	●報告書により新規就農希望の方には5. 新規就農希望者等受入体制に基づき支援する。



## 第3次新城市担い手確保育成総合支援計画

令和4年4月策定

発行者 新城市

編集 新城市産業振興部農業課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

T E L 0536-23-7632

F A X 0536-23-7047

E-mail [noushin@city.shinshiro.lg.jp](mailto:noushin@city.shinshiro.lg.jp)

U R L <https://www.city.shinshiro.lg.jp>